

田村市長等交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田村市行政の円滑な執行を図るため、市長、議長、教育長、農業委員会会長（以下「市長等」という。）が、市又は各機関を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 田村市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 田村市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 市長等が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 会費 会費制により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 祝金 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 協賛金 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- (4) 激励金 全国大会等に出場する団体及び個人の激励に係る経費
- (5) 弔慰金 葬儀等における花輪、供物、香典支出に係る経費
- (6) 見舞金 病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
- (7) その他 その他市政の運営において、支出することが適当と認められる場合に係る経費

(支出基準)

第4条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出基準は、別表1から別表4までのとおりとする。

(改正)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成17年3月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附則

この基準は、平成22年9月21日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

市長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会費	市長又は市長代理等が参加する場合	会費相当額
祝金	①総会、大会等で飲食又は引出物がある場合	実費相当額
	②その他市長が必要と認めるもの	市長が定める額
協賛金	市費からの助成又は補助が無く、公益性が特に認められるもの	市長が定める額
激励金	市費からの助成又は補助等が無く、田村市民が全国大会以上に出場する場合	市長が定める額
弔慰金	①現職市議会議員	花輪：1基
	②元市四役(合併関係町村の元四役も含む)	香典：5,000円
	③現職市職員	花輪：1基
	④元市議会議員(合併関係町村の元議員も含む)	香典：5,000円
	⑤現職の監査委員、選挙管理委員、教育委員、農業委員又は固定資産評価審査委員	
⑥現職の行政区長、消防団分団長以上の幹部		
⑦市功労者(合併関係町村において同等の待遇対象となっていた者を含む。)	花輪：1基 香典：5,000円 弔辞	
⑧現職市三役、その他市長が必要と認めるもの	供物、香典とも 市長が定める額	
見舞金	市長が必要と認めるもの	市長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「市長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。

別表2（第4条関係）

議長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会費	議長又は議長代理等が参加する場合	会費相当額
祝金	①総会、大会等で飲食又は引出物がある場合	実費相当額
	②その他議長が必要と認めるもの	議長が定める額
弔慰金	①元市四役 ②元市議会議員 ③現職の監査委員、選挙管理委員、教育委員、 農業委員又は固定資産評価審査委員	香典：5,000円
	④その他議長が必要と認めるもの	議長が定める額
見舞金	議長が必要と認めるもの	議長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「議長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。

別表3 (第4条関係)

教育長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会費	教育長又は教育長代理者が参加する場合	会費相当額
祝金	①総会、大会等で飲食又は引出物がある場合	実費相当額
	②その他教育長が必要と認めるもの	教育長が定める額
弔慰金	①現職教育委員	花輪：1基
	②市内公立小中学校教職員	香典：5,000円
	③その他教育長が必要と認めるもの	教育長が定める額
見舞金	教育長が必要と認めるもの	教育長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「教育長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。

別表4（第4条関係）

農業委員会会長交際費支出基準

支出区分	支出条件又は対象者等	金額等
会費	会長又は会長代理等が参加する場合	会費相当額
祝金	①総会、大会等で飲食又は引出物がある場合	実費相当額
	②その他会長が必要と認めるもの	会長が定める額
弔慰金	①現職農業委員	花輪：1基 香典：5,000円
	②その他会長が必要と認めるもの	会長が定める額
見舞金	会長が必要と認めるもの	会長が定める額
その他	①土産、贈答	実費相当額
	②その他	適宜対応

備考：「会長が定める額」については、社会通念上妥当かつ必要最小限とする。